

【重要事項説明書】

生活介護サービスのご案内

1 目的

生活介護サービス(以下、「本サービス」という)は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本理念に基づき、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とします。

2 運営方針

利用者の人格、意思及び個性を尊重し、常に利用者の立場に立って本サービスを提供するよう努めます。

また、居宅に近い環境の中で、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うことを旨とし、市町村、指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3 サービス事業所の概要

(1)事業所の名称等

事業所番号	2310600222		
事業所名	生活介護 ことあ		
所在地	愛知県清須市阿原神門 95 番地 1		
電話番号	052-401-7280	FAX	052-401-7282
管理者名	鵜飼 宏和		
利用定員	20名		
通常の事業の実施地域	清須市、北名古屋市、名古屋市北区、西区		

(2) スタッフの体制

サービスを提供する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

職 種	人員数	職務内容
管理者	常勤 1 名	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	常勤 1 名	個別支援計画の作成及び継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理等を行います。
看護職員	1 名以上	利用者に対し体調管理や吸痰・医療的ケアを行います。
理学療法士 又は作業療法士	1 名以上	個別支援計画等に基づき、利用者に対し適切な訓練を個別または集団にて行います。
生活支援員	1 名以上	個別支援計画等に基づき、利用者に対し日常生活上の支援を行います。
医師	1 名以上	利用者に対し療養指導及び診察による状態把握を行います。

(3) 営業概要

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

営業日	月曜日から金曜日、第2・第4土曜日 (ただし、祝日、国民の休日及び 12 月 30 日から 1 月 4 日を除く)
営業時間	月～土 9 時 00 分から 17 時 00 分
サービス 提供時間	月～金 9 時 00 分から 17 時 00 分 土 9 時 00 分から 17 時 00 分

4 サービス内容

本サービスの内容は次のとおりです。

- i) 個別支援計画の作成
- ii) 食事の提供
- iii) 入浴又は清拭
- iv) 身体等の介護
- v) 生産活動の機会の提供
- vi) 創作的活動の機会の提供
- vii) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- viii) 生活相談
- ix) その他、生活介護の利用者に必要な支援

5 加 算

当事業所が算定する障害福祉サービス費等加算につきましては、「利用料金一覧表」に掲載してありますのでご参照下さい。

なお、全ての加算について、利用者又は家族に対して事前に文書で説明を行い、同意を得た上で算定することとします。

6 利用料

(1) 介護給付費の対象となるサービスの利用料

本サービスの利用者負担率は原則1割です。なお、利用者負担金の額は、所得に応じて1か月あたりの負担上限額が設けられています。その他諸費用の負担額など詳細につきましては、別表「ご利用料金一覧表」をご参照下さい。

(2) その他の料金

その他、本サービスの利用において要する費用については、別表をご参照ください。

(3) お支払いの方法

利用者負担金の支払いについては、ゆうちょ銀行その他金融機関の口座自動振替の方法によるものとします。毎月末日締め翌月25日(当日が金融機関の休業日である場合はその翌日)が振替日となります。

7 サービスをご利用いただくに際しての注意事項

(1) 利用中止の連絡について

利用者のご都合等によりサービスの利用を中止される場合は、必ず当事業所までご連絡下さい。なお利用予定日の前々日、前日又は当日に中止のご連絡を頂いた場合は、「欠席時対応加算」が発生いたしますのでご注意下さい。

(2) 損害賠償の範囲について

サービスの提供に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。ただし、当事業所の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

(3) サービス内容の調整について

ご利用時に看護師等が健康状態のチェックをさせていただきますが、体調により訓練等のサービス提供を控えさせていただく場合がございます。

(4) 金銭の取扱いについて

職員は、利用料以外の金銭の取扱いはできません。また、事業所・職員に対する贈り物などをご遠慮下さい。

(5) その他注意事項について

施設のご利用に際しては、次の事項についてご留意下さい。その他、ご不明な点がございましたら、当事業所の管理者までお問い合わせ下さい。

医療機関への受診	サービス提供時間に受診の必要が生じた場合はご家族にて付き添いをお願いします。
金銭、貴重品の持ち込み	ご遠慮下さい。持ち込みされた場合、紛失等の責任は負いかねます。
所持品の持ち込み	必ず記名をお願いします。
政治・宗教活動	一切お断りします。
ペット	ご遠慮下さい。

8 業務継続計画の作成等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービス提供の継続的な実施、あるいは早期の業務再開を図るため、次の措置を講じます。

(1) 業務継続計画を策定、職員への周知

(2) 職員に対する研修及び訓練の実施 年1回

(3) 定期的な業務継続計画の見直し、及び必要に応じた計画の変更

9 虐待の防止

サービスの提供に対する利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、次の措置を講じます。

- (1) 責任者の設置
- (2) 相談窓口の設置等苦情解決体制の整備
- (3) 委員会の開催 月 1 回
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 職員に対する研修の実施 年1回及び新規採用時

10 身体拘束の適正化

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や行動を制限する行為は行いません。緊急を要し、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、利用者またはその家族に対し、事前に書面にて説明、同意を得た上、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するとともに、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 指針の整備、及び職員への周知
- (2) 身体的拘束適正化委員会の開催 月 1 回
- (3) 職員に対する研修の実施 年 1 回及び新規採用時

11 緊急時の対応

サービス提供に伴い、利用者に事故が発生した場合あるいは利用者の健康状態に異常が生じた場合には、速やかにご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

【協力医療機関名】

城西こどもクリニック、はあと在宅クリニック

12 非常災害対策

(1) 災害時の対応

別に定める非常災害対策計画により、災害に応じてスタッフが迅速に対応します。

(2) 防災設備

火災通報設備、誘導灯、消火器、発電機ほか

13 秘密の保持

サービスの提供に伴い知り得た利用者及びその家族の個人情報等につきましては、当事業所が定める「個人情報保護方針」に従い、適切に管理します。

14 サービス内容に関する苦情・相談

(1)サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

【生活介護 ことあ】

担当者：鵜飼 宏和(管理者・サービス管理責任者)

TEL：052-401-7280

FAX：052-401-7282

(2)利用者は、当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口や社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

【主な相談窓口】

愛知県	愛知県障害福祉課	052-954-6294
名古屋市	障害者支援課指定指導係苦情窓口	052-972-3967
清須市	社会福祉課障害福祉係	052-400-2911
北名古屋市	社会福祉課障害者・障害児担当	0568-22-1111
豊山町	福祉課福祉係	0568-28-0912
あま市	社会福祉課障害福祉係	052-444-3135
稲沢市	福祉課障害福祉グループ	0587-32-1281
一宮市	福祉部福祉課苦情窓口	0586-28-9147
小牧市	長寿・障がい福祉課	0568-76-1127

以 上